

Japan tax alert

EY税理士法人

カンボジア税務当局、関連者 間ローンに独立企業間金利 の適用を求める通達を発布

EY税理士法人アラートライブラリー

EY税理士法人が発行したすべてアラートは、下記サイトからご覧になれます。

<https://www.eytax.jp/tax-library/newsletters/index.html>

エグゼクティブサマリー

2018年8月21日、カンボジア租税総局(以下、「租税総局」)は、2017年10月に公布した省令第986号を反映させるため、関連者間ローンに独立企業間金利の適用を求める通達第11946号を発布しました。この改正は2018年8月21日付で発効しています¹。

詳細

省令第986号に合わせた通達第11946号

2017年10月に公布された省令第986号には、独立企業原則に基づいたカンボジアの移転価格規則が含まれています²。通達第151号は2014年に発布されましたが、ローン契約書がその発効日から30日以内に租税総局に提供された場合、無利子の関連者間ローンを認めるものでした。

通達第11946号は、省令第986号と通達第151号の矛盾を取り除き、カンボジア納税者とその関連者間ローンの契約条件が独立企業原則に基づくことを求めることにより、省令第986号に準拠しています。したがって、関連者間ローンの金利及び利払いの契約条件は、第三者間ローンの金利及び支払の契約条件を参照して決定しなければなりません。

また通達第11946号は、関連者間ローンの契約書を租税総局に提供する必要がなくなったことを明確にしています。

通達第11946号に基づくコンプライアンス要件

現在、無利子の関連者間ローンを有するカンボジア納税者は、通達第11946号の要件を遵守するため、当該ローンに独立企業間金利を適用する旨を含めるようローン契約書を修正することを検討する必要があります。さらに納税者は、省令第986号の要件に準じた移転価格文書において、独立企業間金利を立証し、文書化しなければなりません。

2018年度事業所得稅申告書及び付表1の作成

ほとんどのカンボジア納税者は、2019年3月31日までに2018年度事業所得稅申告書の付表1を提出しなければなりません。付表1において、納税者が2018年度に行ったすべての

関連者間取引の詳細に加えて、関連者間ローンに適用している独立企業間金利を開示することが義務付けられています。付表1における開示事項と納税者の移転価格文書が一致していることが重要です。

次のステップ

通達第11946号は2018年8月21日付で施行されたため、無利子の関連者間ローンを有するカンボジア納税者は、通達第11946号を遵守するため、当該ローンの契約条件を修正することを検討する必要があります。また、独立企業間金利の決定を裏付けるため、移転価格文書も作成する必要があります。

巻末注

1. 本通達は、經濟財政省の一部である租稅總局が發布しました。
2. 2017年11月1日付Japan tax alert「カンボジア、移轉價格コンプライアンス新ルールと文書化要件を發表」をご参照ください。

本アラートに関するお問い合わせは、下記担当者までご連絡ください。

EY税理士法人

ジョナサン・スチュワート・スミス パートナー jonathan.stuart-smith@jp.ey.com

メールマガジンのお知らせと登録方法

弊法人では、上記ニュースレター、専門雑誌への寄稿記事及び海外の稅制動向を定期的にメールマガジンにて配信しております。

メールマガジン配信サービスのお申し込みをご希望される方は、以下をご参照ください。

1. <http://www.eytax.jp/mailmag/> を開きます。
 2. 「メールマガジンの新規登録について」に従い、メールマガジン登録ページよりご登録ください。
- * なお、本メールマガジン登録に際しては、「個人情報取扱い」についてご同意いただく必要があります。



@EY_TaxJapan

最新の稅務情報を配信しています。

本ニュースレターに関するご質問・ご意見等ございましたら、弊社の担当者又は下記宛先までお問い合わせください。

EY税理士法人

ブランド、マーケティングアンドコミュニケーション部
tax.marketing@jp.ey.com

EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

EYについて

EYは、アシュアランス、稅務、トランザクションおよびアドバイザーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や經濟活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出していきます。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い社会の構築に貢献します。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバル・ネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。詳しくは、ey.com をご覧ください。

EY税理士法人について

EY税理士法人は、EYメンバーファームです。稅務コンプライアンス、クロスボーダー取引、M&A、組織再編や移轉價格などにおける豊富な実績を持つ稅務の専門家集団です。グローバルネットワークを駆使して、各国稅務機関や規則改正の最新動向を把握し、変化する企業のビジネスニーズに合わせて稅務の最適化と稅務リスクの低減を支援することで、より良い社会の構築に貢献します。詳しくは、www.eytax.jp をご覧ください。

© 2018 Ernst & Young Tax Co.
All Rights Reserved.

Japan Tax SCORE 20180920

本書は、一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、會計、稅務及びその他の専門的なアドバイスをを行うものではありません。EY税理士法人及び他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

www.eytax.jp